

社会福祉法人 桜 丘 会

グループホーム さくら 運営規程

# グループホームさくら運営規程

## 第1章 事業の目的及び運営の方針

### 〔事業の目的〕

第1条 指定地域密着型（介護予防）サービスである指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護事業は利用者が住み慣れた地域において精神的に安定しその有する能力に応じて自立した生活を送れるように支援し、認知症高齢者の福祉の向上を図ることを目的とする。

### 〔事業所の運営方針〕

第2条 社会福祉法人桜丘会における指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護事業は、以下の方針で利用者にサービスを提供します

- ・ 適切なケアを提供するために利用者のもつ文化や習慣に配慮して、家庭的な雰囲気的生活環境を提供します。
- ・ 利用者が地域社会の一員として社会参加できるように支援し、認知症対応の専門機能をもって地域の社会貢献に努めます。
- ・ 職員は、利用者に提供するケアサービス全体を定期的に自己評価し、サービスの質の向上に努めます。
- ・ 地域住民の代表者等により構成される運営推進会議を設置し、定期的にサービスの提供状況等を報告して評価を運営に反映します。
- ・ 入居者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し、必要な措置を講じます。
- ・ 誰であっても、誰からも、ハラスメントを受けない介護サービスの提供及び職場環境の整備のために必要な措置を講じます。

### 〔名称及び位置〕

第3条 グループホームの名称、位置を次のとおり定める。

- (1) 名 称 グループホームさくら
- (2) 事業の種類 指定地域密着型（介護予防）サービス  
指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護
- (3) 位 置 秋田市下北手梨平字登館8番地  
電話番号 018-892-7227  
FAX 018-839-5331

## 第2章 職員の職種及び職務内容

### 〔職員の区分〕

第4条 グループホームさくらに次の職員を置く。必置職については法令の定めるところによる。

管理者	1名（A棟介護員兼務）
計画作成担当者	2名以上（介護員兼務）〔A棟1名以上・B棟1名以上〕
介護員	14名以上（兼務含む）〔A棟7名以上・B棟7名以上〕

※ 計画作成担当者の内1名以上は介護支援専門員とする。

### 〔職員の職務内容〕

- 第5条 管理者は入居者全員の状態を把握し、ホーム全体の管理について職員を指導監督して入居者の処遇に努めるものとする。
2. 計画作成担当者は、介護保険法に基づき、利用者が精神的に安定し、その有する能力に応じて自立した生活が送れるよう支援する（介護予防）認知症対応型共同生活介護計画を作成するものとする。
  3. 介護員は管理者の業務命令を受け、直接利用者等の処遇にあたるものとする。

## 第3章 利用定員

### 〔入居定員〕

第6条 グループホームさくらの入居定員は、18名とする。

A棟	9名
B棟	9名

## 第4章 利用料

### 〔利用料〕

- 第7条 利用者および保護者はグループホームさくらに対し、（介護予防）認知症対応型共同生活介護計画に基づいて提供された介護保険給付サービスならびに介護保険給付外サービスについて、別紙「グループホームさくら料金表」のとおり利用料等を支払うものとする。
2. グループホームさくらは、利用者および保護者が指定する送付先に対し、前月料金の合計額の請求書および明細書を送付し、利用者および保護者は、当該合計額を支払うものとする。  
利用料金の支払いを受けたときは指定する送付先に領収書を送付する。

3. 法定代理受領サービスの場合、上記の介護保険給付サービスを受けた分の利用料に介護保険負担割合証の割合を乗じた額を支払うものとする。

但し、介護保険法令に基づいて、保険給付を償還払い（いったん利用者が利用料の全額を支払い、その後市町村から利用料の自己負担分を除いた額の払い戻しを受ける）の方法を希望する場合は、申し出るものとする。

また、グループホームさくらでは、利用者が市町村に保険給付の請求を行う場合、申し出によって必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を交付する。
4. 月途中の入居、退居の場合は、日割りで精算することとし、入院等で再入居時のために居室の確保を希望する場合は、居住費・水道光熱費を月額で精算する。また、外泊時も同様に居住費・水道光熱費を月額で精算する。

## 第5章 入居者の処遇、留意事項

### 〔入居〕

- 第8条 利用者が次の各号に適合する場合、グループホームさくらを利用出来る。
- (1) 要支援2又は要介護1以上に認定され、かつ認知症の診断があること。
  - (2) 秋田市内に住所を有する方
  - (3) 少人数による共同生活を営むことに支障がないこと。
  - (4) 自傷他害の恐れがないこと。
  - (5) 医療機関において常時治療をする必要がないこと。
  - (6) 本契約に定めることを承認し、重要事項説明書に記載するグループホームさくらの運営方針に賛同できること。

### 〔退居〕

- 第9条 利用者および保護者は、グループホームさくらに対し、7日前までに退居の意思表示をすることにより、本契約を解除し、入居利用を終了することが出来るものとする。
2. グループホームさくらは、利用者および保護者に対し、次に掲げる場合には本契約を解除することができるものとする。
    - (1) 利用者が要介護認定において要支援1または自立と認定された場合。
    - (2) 利用者の心身状態等が著しく悪化し、グループホームさくらでのサービス利用が困難と判断された場合。または医療機関への入院が必要となり、おおむね3週間以上の長期にわたると診断された場合。
    - (3) 利用者および保護者がこの運営規程に定める利用料金を2か月以上滞納し、その支払いを督促したにもかかわらず30日以内に支払われない場合。
    - (4) 利用者および保護者が、グループホームさくらの職員または他の利用者に対し、利用継続が困難となる程度の背信行為または反社会的行為を行

った場合。

- (5) 天災、災害、施設・設備の故障その他、やむを得ない理由により利用者に対してグループホームさくらのサービスの提供が困難になった場合。
- (6) 利用者が他の介護保険施設へ入所したとき
- (7) 利用者が、死亡したとき

#### [処 遇]

第10条 明るく家庭的な雰囲気のもとで生活出来るよう、常に利用者の立場に立ってサービスを提供する。

居 室：全室個室

起 床： 7時ころ

食 事：朝食 8時ころ

昼食 12時ころ

おやつ 15時ころ

夕食 18時ころ

なお、利用者の残存能力や適性に応じて、献立作りや調理等に参加を促し、家庭の団欒のような食事の実現に努めるものとする。

入 浴：毎日利用できる。ただし、利用者の身体の状態に応じて清拭や足浴での対応となる場合がある。

外 出：散歩、買い物、理美容、ドライブなど、利用者の社会性の向上と心身の健康増進を図るための外出を支援する。

就 寝：21時ころ

#### [留意事項]

第11条 入居の際の留意事項

- ・面会は特に制限しない。保護者が面会を制限したい場合は保護者の申し出によるものとする。
- ・外出、外泊に関する制限はしない。
- ・防火管理上、喫煙およびマッチ、ライターの所持は禁止する。
- ・火気の扱いは原則として職員が行うものとする。
- ・所持品、備品等の持ち込みはなるべく家庭で使い慣れたものとする。
- ・高額の所持金、貴重品の持ち込みは原則として禁止する。
- ・お持ち込みになった物品等に対する盗難、破損は原則自己責任とする。持ち物にはすべて記名するものとする。
- ・ホーム内での他利用者、職員に対しての宗教活動、政治活動及び勧誘を禁止する。

## 第6章 非常災害対策

〔非常災害対策〕

第12条 非常災害に備え、必要な設備を設け、防災避難に関する具体的な計画を作成し、年2回夜間を想定して職員の避難、誘導、救出その他必要な訓練を行う。

## 第7章 ホームの管理等

〔区市町村との連携〕

第13条 管理者は、当事業所が地域社会に根ざした指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護事業所として運営していくため運営に関して県・市との密接な連携を保つものとする。

〔協力病院〕

（協力医療機関との連携体制）

第14条 グループホームさくらホーム内で対応可能な医療の範囲を超えた場合に、協力医療機関との連携の下で適切な対応が行われるよう、在宅医療を担う医療機関や在宅医療を支援する下記の医療機関等と実効性のある連携体制を構築する。

協力医療機関名：（1） 秋田赤十字病院  
（2） 中通歯科診療所

- 2 1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状の急変が生じた場合等の対応を確認する。
- 3 グループホームさくらの入居者が協力医療機関に入院した後に、病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、速やかにグループホームさくらに再入居させることができるように努める。

〔備付簿冊〕

第15条 管理者は、常時、入居者の状況を適正に把握するため、次の記録を備えておくものとする。

- （1） 管理に関する記録
  - ア 業務日誌
  - イ 職員の勤務状況、研修等のに関する記録
  - ウ 月間及び年間の事業計画及び事業実施状況
- （2） 入退居の判定に関する記録
  - ア 入退居判定の経過及び結果

(3) その他サービスに関する記録

- ア 利用者等の台帳
- イ 利用者等のケース記録
- ウ 医療機関への受診の記録
- エ 献立及び食事に関する記録
- オ 行事・外出などの記録
- カ 同意書等

〔個人情報の保護〕

第16条 グループホームさくらは、業務上知り得た利用者もしくはその家族に関する個人情報を正当な理由なく第三者に漏らすことは、契約中、契約終了後も行わない。ただし次の各号についての情報提供は、利用者および保護者から、あらかじめ文書で同意を得た上で行う。

- (1) 介護保険サービス利用のための秋田市、居宅介護支援事業所その他の介護保険事業者、あるいは受診のための医療機関への情報提供。
- (2) サービスの質向上のために行う学会、研究会等での事例研究発表等。

（事業継続計画の策定等）

第17条 グループホームさくらは、感染症や非常災害の発生時において、入居者等に対するサービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るため計画（以下、業務継続計画という）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 グループホームさくらは、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修を新規採用時及び年2回以上定期的実施するとともに、必要な訓練を年2回以上定期的実施する。
- 3 グループホームさくらは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

〔身体拘束等〕

第18条 グループホームさくらは利用者の意思及び人格を尊重し、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き原則として利用者への身体拘束を行わない。身体拘束を行う場合は、速やかな身体拘束の解除に努めるとともに事前に本人あるいは保護者の同意を書面を得て行う。

〔要望または苦情の申し出〕

第19条 利用者および保護者は、グループホームさくらが提供するサービスに対しての要望または苦情等について、担当者に申し出ることが出来る。

(認知症介護にかかる基礎的な研修等)

第20条 グループホームさくらは、すべての職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定めるもの等の資格を有するものその他これに類するものを除く。）に対し、認知症介護にかかる基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じる。

2 職員の質的向上を図るため研修の機会を設け、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後3か月以内
- (2) 継続研修 年2回

第21条 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するため生産性向上委員会を設置する。

(感染症対策)

第22条 グループホームさくらにおいて、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう次の各号に掲げる措置を講じる。

- (1) 感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができる。）を三か月に1回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知を図る。
- (2) 感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を策定し、感染対策委員会で随時見直しを行う。
- (3) グループホームさくらは、職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための必要な研修を新規採用時及び年2回以上定期的実施するとともに、必要な訓練を年2回以上定期的実施する。
- (4) 前3号に掲げるものの他、別に厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行う。

[賠償責任]

第23条 サービスの提供にともなって、グループホームさくらの責に帰すべき事由により利用者が損害を被った場合、グループホームさくらは利用者に対して損害を賠償するものとする。

2.利用者によってグループホームさくらが損害を被った場合、その損害賠償について、保護者と協議の上、損害賠償を請求することがある。

〔運営規程に定めのない事項〕

第24条 この運営規程に定めのない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者または保護者とグループホームさくらが誠意を持って協議して定めることとする。

## 第8章 虐待の防止等のための措置に関する事項

(虐待の防止)

第25条 グループホームさくらは、虐待の発生及び再発を防止するため、下記に掲げる措置を講じる。

- (1) 虐待の防止に係る対策を検討するための委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、職員に十分に周知する。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 職員に対し、虐待の防止のための定期的な研修を新規採用時及び年2回以上実施する。
- (4) 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 前項第一号に規定する委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができる。

3 職員は、高齢者虐待防止法を順守し、入居者等への家族等からの虐待が疑われる場合には、入居者等の保護とともに家族関係の改善を図ることとし、関係機関、区（市町村）に通報する。

## 第9章 その他運営に関する重要事項

(職場におけるハラスメントへの対応)

第26条 グループホームさくらは、継続的なサービス提供のために、職場におけるあらゆるハラスメントに対して、以下の措置を講じる。なお、当該ハラスメントには、入居者等及びその家族等から職員に対する著しい迷惑行為を含む。

- (1) ハラスメントに関する方針を明確化し、管理・監督者を含む職員に対してその方針を周知・啓発する。
- (2) 職員、入居者等及び家族等からのハラスメントにかかる相談、苦情に応じ、適切に対応するために必要な体制を整備する。

〔設 備〕

第27条 指定地域密着型（介護予防）サービスに該当する指定（介護予防）認知症対応

型共同生活介護事業を行うために必要な専用の機器及び器具を備え、居室の定員は1人とする。居室の面積は、7.43平方メートル(和室で4.5畳)以上とする。

〔食品等〕

第28条 食品等を持参された場合、食中毒等の原因食品が、公的機関によって特定され当事業所の責に帰すると認められた場合のみ賠償に応じる。

〔職員研修〕

第29条 職員の資質向上を図り、適切なサービスを提供するため、別途に定める研修計画により研修を行う。

〔個人情報保護〕

第30条 個人情報の取り扱いに関しては、社会福祉法人桜丘会が定める「個人情報保護に関する指針」及び「個人情報の利用目的」に従う。

〔地域との連携〕

第31条 地域住民の代表者等により構成される運営推進会議を設置し、定期的にサービスの提供状況等を報告して評価を運営に反映する。

第32条 グループホームさくらは、運営規程の概要、職員の勤務体制、協力病院、利用料、その他のサービスの選択に資すると思われる重要事項を施設の入口付近に掲示するとともに、社会福祉法人桜丘会のホームページに掲載する。

〔苦情処理申立窓口〕

第33条 サービス利用に対しての相談・苦情の窓口は、事業所内に掲示する。

付 則

本規程は、平成15年 3月25日から施行する。

本規程は、平成18年 8月 1日から施行する。

本規程は、平成19年 3月 1日から施行する。

本規程は、平成19年 5月 1日から施行する。

本規程は、平成20年 5月 1日から施行する。

本規程は、平成21年 4月 1日から施行する。

本規程は、平成21年 9月 1日から施行する。

本規程は、平成22年 6月15日から施行する。

本規程は、平成22年12月 1日から施行する。

本規程は、平成24年 4月 1日から施行する。  
本規程は、平成26年 4月 1日から施行する。  
本規程は、平成26年 8月 1日から施行する。  
本規程は、平成27年 1月 1日から施行する。  
本規程は、平成27年 8月 1日から施行する。  
本規程は、平成29年11月 1日から施行する。  
本規程は、平成30年 2月 1日から施行する。  
本規程は、令和 元年 5月 1日から施行する。  
本規程は、令和 2年 9月 1日から施行する。  
本規程は、令和 4年 1月 1日から施行する。  
本規程は、令和 6年 4月 1日から施行する。